

## 不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

| 期 間                         | 対象地域名  | 事務停止の理由 |
|-----------------------------|--------|---------|
| 令和8年10月5日から<br>令和8年11月30日まで | 別紙のとおり | 土地改良事業  |

## (別紙) 停止区域

### 次の各字の全部

愛西市戸倉町東鯰渕、南鶉戸、四会町鶉戸、小茂井町鶉戸、道尻北、道尻南、寺浦、古堤、雀ヶ森町四反割、三反割。

### 次の各字の一部

愛西市戸倉町西鶉戸、鶉戸、東川原、折戸、四会町井口、郷北、脇野、庄内、石田町北鶉戸、南鶉戸、南郷、小茂井町寺下、雀ヶ森町八反割、七畝割、前並、新右工門新田町郷前、江向、山路町宮裏、引橋、西郷付。